

意匠制度小委員会報告書案「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）」
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

全体に関して

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>見直し(案)について、全面的に賛同する。 今回の改正案によって、一貫したコンセプトに基づくデザイン開発に対応した条件緩和および保護拡充が実現されると考える。またIoTの普及にも対応した改正案だと考える。「可能性」の観点で強いてあげるならば、製品自体の寿命が比較的長く、かつ、デザインにブランド価値が生ずる性質の物品については、関連意匠の出願可能期間の10年を超えて関連意匠出願のニーズが生ずる場合もあると考える。10年で足りる物品が圧倒的に多いと思われるため、見直し案に反対するものではない。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
2	<p>デザイン意匠を認める場合は、デザインを行いそのデザインを所有している者、又は、そのデザインを利用して業を行っている者に対して認める方向が良い。 昨今、GAFA（Google、Apple、FaceBook、Amazonの頭文字を取ったデジタルプラットフォーム）による節税対策の方法として、特許等の知財を利用する方法も明らかになっており、今後デザイン意匠が認められた後には、デザイン意匠を利用した節税方法が多くなってくると考えられるので、その対策も必要である。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

(1) 画像デザインの保護

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
3	「画像が物品に記録・表示されているかどうかにかかわらず保護対象とすることが適当である。」との方向性に賛同する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
4	物品を離れる以上、「6. 物品区分の扱いの見直し」に関係し、画像の出願に際しては、「意匠に係る物品」を「意匠に係る画像」とし、機能あるいは表示内容を明確にした名称として出願するべきである。また、各国の画像保護の現状と調和を図るために、あまり詳細な説明を求めるべきではないと考える。	画像意匠についての出願様式や審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
5	画像意匠が、従来の「物品」による限定から「機器等の機能」による限定に変更されることにより、保護対象が広範になり、侵害の予見性が難しくなり、権利侵害リスクが高まること懸念される。「機器等の機能」で権利範囲の限定が成されるとはいえ、その「機器等の機能」の考え方や限定の粒度、及び類否関係が不明確であれば、なおさら、侵害の予見性は困難となるため、保護対象の拡大にあたっては、審査基準・ガイドライン等において、「機器等の機能」の考え方や限定の粒度について明記し、事例を充実させるなどして、類否関係を明確にしていきたい。	「機器等の機能」の考え方を含め、画像意匠についての出願様式や審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
6	物品に記録・表示されているかに関わらず、全てを保護対象にすると、「物品」の定義が事実上形骸化し、権利範囲（類似範囲を含む）が不明確になると考えられるため、登録要件や権利範囲について更なる検討を希望する。権利範囲については、画像デザインの機能・用途、画面の状態、機器との関係等を願書に詳細に記載させ、具体的に意匠が特定されるべき。また、物品以外の場所に投影される画像については、投影する対象・場所や照射される角度等の状況によって美感が変わる場合もあるため、それらの状況を踏まえて権利範囲の明確化を義務付けるべきである。	画像意匠についての出願様式や審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
7	画像デザインの保護の拡充に当たっては、「物品との一体性」の要件のみならず、「意匠」の定義や「実施」の定義をどのように規定するのか等、解決すべき重要な問題が多々存在する。具体的な意匠法における規定の仕方を今後検討する過程において、参考となる具体的な条件や根拠に関する情報を広く発信し、弁護士等の法律専門家や実務家の意見を参考にすることが求められる。	意匠法改正作業の進め方に関していただいた御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。
8	物品との一体性要件を外すことにより、「物品に記録されていない画像」及び「物品以外に表示される画像」を意匠法の保護対象とした上で、物品ではなく「画像の機能」を明確にすることによってクリアランス負担軽減を図ることに賛同する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
9	物品との一体性要件を外すことにより、拡張現実や仮想現実などに用いられる虚像として表示される画像も保護対象に含まれると考えるが、これら虚像として表示される画像を図面や願書の記載でどのように特定するかという観点での検討も必要である。	画像意匠についての出願様式や審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
10	権利範囲について、「その画像が関連する機器等の機能により、一定の限定がかかるようにする」とあり、当該限定については、広範ではない適切な機能範囲とすることであれば賛同する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

11	機能範囲が曖昧で限定的でない場合には抵触関係がいたずらに拡大することを強く懸念する。また、「人間工学等の観点からユーザの快適さを追求すると必然的に共通なものとなる画像デザイン」については、意匠法第3条第1項と第2項、同法第5条第3号で拒絶されるとの見解が示されており、具体的な新基準への反映を希望する。これらの措置に加え、創作性についても、創作性に疑問がある表形式の画像にすぎないもの等が登録になっている現状に鑑み、デザイナーを入れない現場で開発した画像デザインが対象外になるよう、画像デザインの創作性の判断は、従来よりも高い基準で審査されることを希望する。	「機器等の機能」の考え方を含め、画像意匠についての出願様式や審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
12	クラウドサービス等のICTサービスが今後も発展していく中で、今回の保護対象拡大の是非は、平成28年になされた保護対象拡大よりも、ICTサービス産業に強い影響を与えようと思料する。現行法上では、物品に記録されていない画像、つまり物品を離れた画像は、著作権法の保護対象とされており、物品に記録されていない画像が意匠法の保護対象とされていないことがビジネスの阻害要因となっていると認識した事実はなく、意匠権による更なる保護の必要性を感じない。そのため、物品に記録されていない画像を意匠権の保護対象とすることに賛成しかねる。 仮に、意匠権法の保護対象として保護拡大となる場合は、権利範囲の明確化、実質的な権利範囲の拡張にあわせた創作非容易性の判断基準の厳格化など、慎重な法改正、審査基準改訂、及びその運用を切望する。	ICTの急速な発展に伴い、多くの企業が画像デザインの開発に多額の投資を行っており、著作権法による画像デザインの保護は極めて限定的であるとの判例（平成13年（ワ）第16440号）も見られる中、上記企業が投資回収を行えるように、画像デザインを意匠権によって保護する必要性が生じていると考えております。 画像意匠についての出願様式や審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
13	操作画像や表示画像を意匠権の保護対象とする場合には、法律施行前に審査基準、ガイドライン等の整備を希望する。	「機器等の機能」の考え方を含め、画像意匠についての出願様式や審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
14	基本的に賛成。画像意匠の成立要件として、①形態性要件以外に、②「有用性」、「実用性」あるいは「機能性」の要件を課するのがよいと考える。また、このような要件を織り込んだ定義規定を設けることを希望する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 画像意匠の成立要件については、機器等の機能に関連していることを求める方向で検討を進めております。
15	クリアランス負担が増大することが想定される。クリアランス負担の低減のため、①画像意匠の「機能」分類の新設、②「画像意匠公報検索支援ツール」の機能拡充（分類やキーワードによる振分け機能の追加、類似画像検索精度の向上など）、③「公知意匠」画像の検索が可能となるデータベースの提供、を希望する。	クリアランス負担の軽減につきましては、画像意匠のための意匠分類を、より効率的な検索に資するよう改正し、「画像意匠公報検索支援ツール」等でも活用できるようにすることを検討しております。インターネット等で公知となった画像意匠のうち、著作権者の許諾を得られたものがすでにJ-platpatで検索可能となっています。より多くの公知意匠が検索対象となるよう、今後も著作権許諾依頼を進めてまいります。
16	画像デザインの保護の拡充に伴い、クリアランス負担が過度に増大することを避けるため、画像意匠公報検索支援ツールにより、登録された画像意匠を効率的に検索できるように、意匠分類の改正等の工夫を図ることに賛成である。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
17	登録された画像意匠の検索サービスの向上は、制度利用者の利益に適するもので賛同する。	クリアランス負担の軽減につきましては、画像意匠のための意匠分類を、より効率的な検索に資するよう改正し、「画像意匠公報検索支援ツール」等でも活用できるようにすることを検討しております。インターネット等で公知となった画像意匠のうち、著作権者の許諾を得られたものがすでにJ-platpatで検索可能となっています。より多くの公知意匠が検索対象となるよう、今後も著作権許諾依頼を進めてまいります。
18	保護対象の拡充には賛成する。 ただし、クリアランス負担増の懸念が生じるため、①画像の分類「W**」を、更に細分化する（これにより検索精度を上げることが可能となる）、②画像の検索システムの構築等の対応をお願いしたい。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 クリアランス負担の軽減につきましては、画像意匠のための意匠分類を、より効率的な検索に資するよう改正し、「画像意匠公報検索支援ツール」等でも活用できるようにすることを検討しております。

19	<p>クリアランスの負担が過度に増えず、かつ権利範囲が過度に狭くならないところで設定いただきたい。クリアランス対策として、権利化されたものだけでなく特許庁が収集している画像デザインの公知資料を見られるようになればありがたい。審査基準は、類否／創作容易の判断基準となる想定事例を多く盛り込んだ内容となるよう要望する。従来の意匠権よりも意図せず権利侵害をしまう可能性が高くなる懸念があるため、実施行為についてもガイドラインや説明会等において想定事例を交えて明確にし、ユーザーの不安解消に努めていただきたい。</p>	<p>「機器等の機能」の考え方を含め、画像意匠についての出願様式や審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。</p> <p>J-platpatで検索可能となっております。より多くの公知意匠が検索対象となるよう、今後も著作権許諾依頼を進めてまいります。</p> <p>意匠法改正の内容については、説明会等を通じて、ユーザーの皆様にもきちんと理解していただけるよう努めてまいります。</p>
20	<p>意匠の実施行為については、「当該アプリがアップロードされたサーバーを管理する行為は、実施行為には含まれない方向で検討することが適当」について賛同する。しかし、画像デザインについて、平成22年（ネ）第10076号（いわゆるチュッパチャプス事件）と同等の基準が適用されない立法措置を希望する。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>過去の判例についての御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>画像意匠の実施行為には、現実世界を測量した三次元モデルの生成行為、三次元表示用のアプリケーションに当該三次元モデルを組み込む行為等が、実施行為に含まれないよう明示いただきたい。施策は、社会基盤である地理空間情報の作成・公開・使用等を妨げない範囲で施行いただきたい。</p>	<p>現実世界を測量した三次元モデルの画像は、当該画像が関連する機器等の機能に関係がなく、機器等の付加価値を高めるものではないと考えられます。報告書に記載のとおり、そのような画像は保護対象に追加しないこととする方向性で検討を進める予定です。</p>
22	<p>実施行為については、特許法のプログラム等の発明に係る実施行為同様の新たな規定を設けることに賛同する。加えて、特許法に做った多機能品型間接侵害(特許法第101条第2号・第5号)に相当する規定については、画像意匠に限定せずに導入が検討されているが、画像意匠の観点からも導入に賛同する。</p> <p>これらの保護拡充によってプロバイダ等に不測の不利益が及ばないようにするため、意匠登録された画像がアプリに用いられる場合、当該アプリがアップロードされたサーバーを管理する行為は実施行為には含めないことに賛同するが、合わせて、導入が検討される多機能品型間接侵害規定についても同様の対応を要望する。</p>	<p>画像意匠の多機能品型間接侵害規定についての御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
23	<p>侵害行為の明確化のため、意匠法の第2条第3項の記載を改正することが必要である。所定の条件の下での画像の譲渡やネットワークへのアップロード等を侵害行為とするならば、条文を改正し明示することが適当である。加えて、画像デザインのアップロード者を顧客とするサーバー・クラウドの運営者など、画像デザイン自体に事実上関与できない者は侵害者とならないことを条文で明示頂くことを要望する。</p>	<p>侵害行為の規定ぶりについての御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
24	<p>侵害行為については、「アプリを作成する行為」、「ネットワークを通じて提供する行為」及び「クラウドサーバーにアップロードする行為」を「侵害とみなす行為」とすることについては、現行法において曖昧であったから、明確な規定を設けることについては、賛同する。なお、「端末でアプリを使用する行為」について、「一般ユーザーが『業として』使用していない場合」が対象とならない旨、条文に明記するとともに、ガイドライン等で明確化すべきである。</p>	<p>現行法第23条において、意匠権者は業として登録意匠を実施する権利を専有する、と規定されておりますので、「一般ユーザーが業として使用していない場合」は権利侵害の対象とはならないと考えます。</p>
25	<p>著作権保護との関係が不明確であり反対である。下記4点を提案する。</p> <p>①クリアランス負担軽減のため、意匠権検索サービスを導入。</p> <p>②新たに意匠権の対象となるものにつき、具体的な登録事例を複数提示し、意匠登録の対象及びその類否判断、そのクリアランスの抽出方法を広く一般的に理解できるようにする。</p> <p>③公知意匠の十分な収集。</p> <p>④表現可能な図面サイズの拡大。</p>	<p>著作権法による画像意匠の保護は極めて限定的であるとの判例（平成13年（ワ）第16440号）も見られる中、画像意匠を意匠権によって保護する必要性が生じていると考えております。</p> <p>クリアランス負担の軽減につきましては、画像意匠のための意匠分類を、より効率的な検索に資するよう改正し、「画像意匠公報検索支援ツール」等でも活用できるようにすることを検討しております。</p> <p>新たに意匠法の保護対象となる意匠についての出願様式や審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。</p> <p>公知意匠につきましては、適切な意匠審査を行えるよう十分な収集に努めてまいります。</p> <p>図面サイズの拡大についての御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

(2) 空間デザインの保護

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
26	ビジュアルマーチャンダイジング（VMD: Visual Merchandising）の理論を応用すると、様々な空間デザインが可能になるため、複数の物の配置を単に変更しただけの空間デザイン及び光の当て方を変えるだけの空間デザインを意匠として登録するのは、無理がある。	いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。
27	内装保護における什器の組合せや配置等について権利範囲や基準の明確化が必要である旨記載されているが、ある程度の明確化の必要性は理解するものの、土地形状などベースとなる店舗区画等によって若干の変化も含める必要がある。そこで、例えば、特許庁から公表されている第9回意匠制度小委員会資料2で説明されているようなテーブル等の配置について、これらを画一的に創作容易と判断するのではなく、ある程度のストレッチを持たせることが重要になると考える。また、空間デザインは、什器などの各構成物のデザインに加えて、それらの組合せ方や全体の配置など様々な要素が相俟って、1つのコンセプトに基づいてデザインされた全体像に保護の価値があると考えられることから、各要素のデザインが公知である場合に、「寄せ集め」と判断する基準は、あまり高くすべきではないと考える。	内装のデザインについての出願様式・審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
28	(1) 意匠法第3条第1項、同第2項、同法第5条第3号の厳格な適用、(2) 願書への什器の組み合わせや配置等の特徴説明の義務化と公報記載による審査により補正された特徴記載の明示を要望する。	建築物及び内装のデザインについての出願様式・審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
29	建築物（不動産）の外観や内装のデザインを保護する余地があることについて、異存はない。しかし、具体的な意匠法における規定の仕方を検討する過程において、参考となる具体的条件や根拠に関する情報を広く発信し、弁護士等の法律専門家や実務家の意見を参考にすることが求められる。また、個々の意匠登録が現実には、いかなる態様により利用ないし権利行使されているかといった点についてまでは一般に知られていないため、この点に係る資料を収集し、広く公表するとともに、制度設計において参考とすべきである。	今後の審査運用の検討においては、情報を広く発信し、有識者の御意見も参考にして検討を進めてまいります。
30	不動産や内装は新たに意匠権の対象となるため、保護対象の名称、出願方法を審査基準で明確にしていきたい。具体例をもって保護対象、類否判断、創作非容易性の判断基準を提示いただくことを求める。建設場所により一部の形状が変わることの多い不動産や使用状況で什器配置を変えうる内装において、登録意匠権の実施行為の定義を明確にしていきたい。	建築物及び内装のデザインについての出願様式・審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
31	審査基準において保護対象や類否／創作容易の考え方を事例を交えて明確にしていきたい。	建築物及び内装のデザインについての出願様式・審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
32	基本的に賛成である。内装の保護にあたり、什器の組合せや配置等の特徴の説明を求めることについては慎重に検討すべきである。	内装のデザインについての出願様式・審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
33	建築物については、著作権法と意匠法の保護客体の棲み分けまたは重畳適用の調整規定を条文において明記することを要望する。	登録意匠に類似する意匠が他人の著作権と抵触する場合の調整規定につきましては、現行法第26条第2項に既に規定しております。

34	<p>不動産を保護対象にすることに反対する。 動産と異なり流動性が極めて低く、万が一建築物が意匠権侵害により差し止め等があった場合には、その建築物を取り壊す等といった社会的影響が大きく、これを悪用したトロールの出現により、企業活動に支障をきたすことを懸念する。 特に内装に関しては、「一意匠一出願の原則の例外」とするなか、権利範囲（類似する範囲）が不明確になり、予見可能性に欠けるため、従来通り、それらを構成する各物品又は組物についての意匠登録で足りる。</p>	<p>建築物の意匠は、欧州や米国において保護されており、また、我が国でも建築物に係る発明は、特許法ですでに保護対象となっておりますが、企業活動が支障を来しているとの認識はございません。 内装デザインにつきましては、類似する範囲の明確化に努めてまいります。</p>
35	<p>1つ1つが非常に大規模かつ高額である不動産には、現行法上の物品を前提とした意匠法の保護にはそぐわない点があると考えており、保護の拡充がかえって、建築業界の発展に悪影響を及ぼすと思料する。現行法上では、建築物の設計図面やランドマークとなるような建築物は、著作権法の保護が及んでいると認識しており、不動産が模倣され、その結果としてビジネスの阻害要因となっていると認識した事実はなく、意匠権による更なる保護の必要性を感じない。</p>	<p>建築物の意匠は、欧州や米国において保護されており、また、我が国でも建築物に係る発明は、特許法ですでに保護対象となっておりますが、建築業界の発展に悪影響を及ぼしているとの認識はございません。 また、建築物の外観模倣について争われた事件（平成27年（ヨ）第22042号）がすでに発生しており、建築物のデザインの保護ニーズが高まりつつある中、芸術性を要する著作権法等では十分な保護が困難であり、意匠法による保護が必要であると考えております。</p>
36	<p>建築物等の一棟が社会通念上当然に一物品に対応した観念を有するとは限らないから、一意匠一出願に包含される範囲を検討すべきである。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
37	<p>国、地方公共団体等が、建築物等の形状を正確に地理空間情報として取得し、刊行・公表等する行為は、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るための基盤となる情報を整備・流通する目的で行われている。 これは、意匠権を侵害する目的ではないことに鑑み、測量法及び地理空間情報活用推進基本法に則って行われているものをはじめとして公共の福祉の増進に資するものについては、現行のとおり意匠法の適用なしに行われるよう制度設計いただきたい。</p>	<p>建築物等の形状を地理空間情報として取得し、刊行・公表等する行為は、意匠の実施行為に含まない方向で検討いたします。</p>
38	<p>工業上利用可能性は、実質的に同一の建築物等を別の場所でも建設できる技術的な可能性があれば反復性を認めるべき（従来の量産性より緩和すべき）で、その程度に加工を施した範囲は建築物の構成要素と認めるべきである。</p>	<p>建築物及び内装のデザインについての出願様式・審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。</p>
39	<p>今回の意匠法改正検討事項の一つに「空間デザインの保護」が挙げられているが、実際に空間デザインを意匠出願する際の添付書類として、3D映像での出願を認めていただきたい。 現行運用のように書面だけでの出願とすると、空間デザインの場合には書類枚数が莫大になり出願コストがかさむことが懸念される。また、3D映像のほうが書面よりもより空間デザインが分かりやすく示せるものとする。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

(3) 関連意匠制度の拡充

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
40	基本的に賛成。ただし、基準の更なる明確化について検討すべき。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。関連意匠の審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。
41	審査基準においては文言のみならず、類似範囲や時間軸との関係を表した図等も用いながら、権利者が意図せず権利を消滅させてしまう等の思わぬ事態にならないよう丁寧な解説を要望する。	関連意匠の審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。意匠法改正の内容については、説明会等を通じて、ユーザーの皆様నికిきちんと理解していただけるよう努めてまいります。
42	「(1) 関連意匠の出願可能期間の延長」に関して、「本意匠の権利者による実施（製造・販売等）によって関連意匠の登録が妨げられないようにする」とのことであるが、具体的にどのような範囲までを「本意匠の権利者による実施」と判断されるのか明確にしていきたい。また、「本意匠の権利者による実施」と「新規性喪失の例外適用」規定との関係性を明確にしていきたい。	関連意匠の審査運用に関しましては、いただいた御意見を参考にして検討を進めてまいります。意匠法改正の内容については、説明会等を通じて、ユーザーの皆様నికిきちんと理解していただけるよう努めてまいります。
43	「“自己”の登録意匠や“自己”の公知意匠（例 関連意匠Aの実施）」に関し新規性や創作非容易性の判断において考慮されない点について、審査基準やガイドラインの改定で止めるのではなく、法律の改正として関連する条文の見直しを行うべき。また、関連意匠制度は、海外にない特殊な制度であり、今回の改正により複雑化するため、説明会等で周知を徹底すべき。	「自己の登録意匠」や「自己の公知意匠」が関連意匠の登録を妨げない点については、条文上明記する方向で検討を進めてまいります。意匠法改正の内容については、説明会等を通じて、ユーザーの皆様నికిきちんと理解していただけるよう努めてまいります。
44	審査にあたって、他人による登録や実施に基づく新規性と創作非容易性は、通常の出願と同様に判断されるべき。また、本制度施行の後、一定期間の後に、類似の連鎖の弊害を調査し、必要により連鎖の歯止めを検討すべき。	御指摘のとおり、他人が登録した意匠や他人が実施して公知となっている意匠に基づく新規性や創作非容易性の判断は、通常の出願と同様とする方向で検討を進めてまいります。施行後の制度の見直しに関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
45	本意匠の意匠公報発行後に、他人が登録した意匠や他人が実施して公知となっている意匠等については、新規性や創作非容易性の判断において考慮されるようにすべきとあるが、その具体的要件を明らかにすべき。	関連意匠の審査運用につきましては、いただいた御意見を参考として検討を進めてまいります。
46	7ページの「(1) 関連意匠の出願可能期間の延長」の冒頭にある「長期間にわたってモデルチェンジを継続的に行う企業のデザインを保護するため」について、趣旨はよいが、「モデルチェンジ」といえない程度に、本意匠に対して実質同一の場合は拒絶すべき。現行の意匠法第十条第四項は、関連意匠同士が同一の場合を除外していないのも見直し、先願の関連意匠に対して実質同一の場合も拒絶すべき。「モデルチェンジ」は、関連意匠の実線部（意匠登録を受けようとする部分）と、それに対応する本意匠の部分（実線部又は破線部）との間に創作的差異を要求すべき。実線か破線かだけの違いは、新たな創作がないから公報発行後は拒絶すべき。	関連意匠の意匠権の存続期間が、本意匠の意匠権の存続期間と同じであれば、出願人の任意によって本意匠と実質的に同一である意匠が関連意匠として登録されたとしても、第三者に対して特段の不利益は生じないものと考えます。モデルチェンジされた意匠であっても、権利化後は他の意匠の意匠権と同じ効力を持つものであるため、他の意匠の類否判断と同じ手法によってなされるべきであると考えます。
47	8ページ冒頭の「他方、関連意匠制度は、あくまで自らの本意匠との関係について『新規性や創作非容易性』の判断の例外を設ける制度であることから、」は、現行制度について誤認がある。「他方、『現行の』関連意匠制度は、あくまで自らの本意匠との関係について『先後願』の判断の例外を設ける制度であることから、『新規性や創作非容易性の判断の例外を拡充する場合にも、』」のようなことであろうか。	御指摘を踏まえ、「他方、新たな関連意匠制度は、あくまで自らの本意匠との関係について先後願の判断に加えて、新規性や創作非容易性の例外を設ける制度であることから、本意匠の権利者の実施行為によって関連意匠の登録を妨げないとする場合であっても、」に修正いたします。

48	8ページ3行目の「他人が実施して公知となっている意匠等」については、意匠法第3条第1項第1号（公知意匠）及び第29条（先使用）の証明が容易でないことを踏まえ、要望に応じて意匠法第3条第1項第2号の意匠となるような施策を検討すべき。	いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。
49	意匠権者に過度なインセンティブを与える合理的な理由もないため、10年は長すぎる。新規性喪失の例外の適用とのバランスから、意匠公報発行後1年程度が妥当。関連意匠の登録要件は、本意匠とは別に独立して審査されるため、意匠権者に過度にインセンティブを与えるようで違和感がある。出願可能期間が長いことが、逆に権利者が不利になる恐れがあるように感じる。	長期間にわたってモデルチェンジを継続的に行っている例に照らして見ると、関連意匠の出願可能時期を意匠公報発行後1年としたのでは、実効性に乏しいと考えます。意匠法は「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励」することを目的とするものですから、今回の関連意匠制度の見直しによって、創作のインセンティブを与えることは法目的に則ったものであり、関連意匠の出願可能時期や存続期間を制限することから、意匠権者を過度に保護することにはならないものと考えます。
50	本意匠に係る意匠権が消滅していた場合に出願を認めないことに、合理的な理由はない印象を受ける。コスト意識は重要だが、結局は本意匠に係る意匠権を存続させざるを得ないのではないかという印象がある。関連意匠に係る意匠権が消滅していた場合に出願を認めないことについては、疑問あり。	本意匠の意匠権の消滅後も関連意匠の登録を可能とすると、一度パブリックドメインとなった権利が復活することになるため、第三者の予見可能性が制限されるおそれがあります。関連意匠にのみ類似する意匠についても同様であり、関連意匠の意匠権が存続していた場合のみ登録すべきものと考えています。
51	関連意匠を出願できる期間を本意匠の出願から10年以内と設定すると、長期間において本意匠の権利範囲（類似範囲）が確定しないため、意匠の実施者からみて予見可能性を害する。新規性喪失の例外規定やパリ条約による優先権主張等の期間と比べても整合性が取れていないので、他国制度の調和という観点も踏まえて、10年以内とした客観的根拠の提示を希望する。	関連意匠は、本意匠の権利範囲を確定するものではないため、関連意匠の出願可能時期の長期化は本意匠の権利範囲に影響を与えないものと考えます。また、関連意匠出願前に第三者が当該関連意匠に類似する意匠を実施している場合は、当該第三者が実施した意匠によって関連意匠は拒絶されることとなるため、意匠の実施者が不測の不利益を被ることはないと考えます。関連意匠の出願可能時期については、様々なご要望や一貫したデザインコンセプトに基づいた実際の製品開発事例における開発期間等を考慮し、10年とすることが適当であると考えます。
52	関連意匠の出願可能期間は本意匠の出願から10年以内とし、また、（10年経過前であっても）本意匠が既に消滅している場合は関連意匠の出願を認めないとする本報告書案の意見に賛成する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
53	関連意匠の出願日が本意匠の出願から10年より前となる場合に、当初は特許出願としていて、特許出願の審査を経て関連意匠の出願に変更するとき、関連意匠の設定登録が本意匠の出願から15年を経過した後でも、TRIPS協定による10年の保護期間を認めるなら、本意匠の出願日から25年を超える期間延長が懸念される。	関連意匠の存続期間を本意匠の出願日から25年とするとともに、関連意匠の出願可能時期を本意匠の出願から10年までとすることで、関連意匠の意匠権の存続期間は15年確保できており、TRIPS協定による10年の保護期間を遵守していると考えております。したがって、TRIPS協定の遵守のために本意匠の出願日から25年を超える期間延長が発生することは想定しておりません。なお、海外には、意匠権の存続期間を「出願の日から10年」とし、意匠権を「公告の日」から有効としている国もあります。
54	クリアランス負担軽減として、関連意匠の連鎖で類似関係が複雑になる可能性があるため、ファミリー表示が一目で分かるようなJ-PlatPatの機能改善を望む。	関連意匠の類似関係の確認に資する照会機能につきましては、いただいた御意見を踏まえまして検討を進めてまいります。
55	関連意匠制度の拡充によって「一貫したコンセプトに基づく製品群のデザイン保護」に関する課題の一部が解決されることには首肯。しかし製品開発の実態に照らすと、関連意匠制度の拡充のみでは解決しきれない課題も残るため、関連意匠制度という現行制度の拡充のみではなく新たな制度の導入についても継続した検討を要望。	新たな制度の導入に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
56	関連意匠制度に関して料金減額施策の導入を希望。	関連意匠の意匠権は、通常の意匠権と同じ効力を有するため、関連意匠に係る料金は、現行制度と同様、通常の意匠出願に係る料金と同額とすべきと考えます。

(4) 意匠権の存続期間の延長

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
57	意匠権の存続期間の起算日を登録日から出願日に変更し、存続期間を25年に延長することについては、意匠権者と第三者の利益衡量のバランスを十分に踏まえた上で結論を出すことが望まれる。	諸外国における存続期間やその起算日も参考としつつ、意匠権者と第三者の利益のバランスを踏まえた上で、「出願日から25年」に見直すことといたしました。
58	意匠権の存続期間を25年に延長することは反対だが、存続期間の起算日を意匠登録出願日とすることは賛成。	権利満了まで維持される件数比率が、以前と比較すると徐々に増加しており、長期間の保護ニーズは年々高まっているものと考えられます。
59	存続期間を25年とすることに関し、特許よりも権利期間が5年長くなることについて、その必要性も含め、疑問を感じる。	報告書案に記載のとおり、昨今、航空機や自動車といった分野で、製品の意匠について、開発段階で意匠登録し、時間をかけて改良を重ねた後に製品等を市場に投入するケースが多く見られるようになっており、これらの分野においては、意匠権の存続期間の更なる延長を求めるニーズが高まっています。また、企業特有のデザインコンセプトに基づく開発を支援し、ブランド価値の向上を促進する観点からは、より長い意匠権の存続期間を設定することが望ましいと考えます。
60	25年への延長に反対する。日本及び世界全体のデザイン向上を阻まないようにするため、意匠権は従前のまま20年にとどめておくべきである。	報告書案に記載のとおり、企業特有のデザインコンセプトに基づく開発を支援し、ブランド価値の向上を促進する観点から、意匠権の存続期間を延長することが望ましいと考えられ、これにより、日本のデザイン力向上に貢献することが期待されます。
61	存続期間の25年への延長は、特許法との調和がとれず、15年維持されている権利も22%と1/5に過ぎないことを考慮すると延長の必要性は大きくないと考えるが、問題点もそれほど大きいので、多くの制度利用者から期間延長の要望があるようであれば、期間延長に賛同。また、起算日の変更については以下の事情についてご配慮を頂きたい。現在の意匠権の審査期間は早ければ4か月、遅くとも8か月程度で、登録日起算を出願日起算に変更する権利期間面のメリットはほとんどない。2つの起算日の異なる制度が長期間にわたって運用される場合、制度利用者は管理データベース変更等のコスト発生や2つの制度への対応するための二重管理を余儀なくされ、大きな負担を強いられる。このため、権利起算日の変更については、制度改正の必要性について、十分な検討を行ったうえで進めていただきたい。	報告書案に記載のとおり、一つの製品について特許権と意匠権の両方で保護するケースも見られる中、権利の存続期間の始期が異なることは、知財管理上、煩雑な状況となっており、さらに、意匠登録出願と特許出願は、相互に変更することができ、特許出願により先願の地位を確保した上で、長期間経過した後に、これを意匠登録出願に変更した場合、当該出願の意匠登録後から権利期間が開始されるため、一つの発明（意匠）の保護期間の終期が不当に遅くなるおそれもあります。したがって、意匠権の起算日は、出願日とすることが適切であると考えます。
62	特許から意匠への出願変更に関して、特許の権利期間満了間際に意匠への出願変更を行うと、実質的に5年間の権利期間の延長になるのではないかと、また、現状、権利満了まで維持される件数の比率は、平成28年に22%とさほど高くないようだが、特許よりも権利期間が5年長くなることについて、その必要性も含め、疑問を感じる。	特許権が設定登録された後に当該特許出願を意匠出願に変更することはできません。また、特許出願を分割し、原出願について特許権の設定登録をし、分割後の出願を長期間特許庁に係属させた上で意匠登録出願に変更した場合であっても、特許出願と意匠登録出願とは保護の客体が異なるため、特許の権利期間の延長とはなりません。また、変更出願をせずに特許出願と同時に意匠登録出願した場合には当該出願日から起算して25年意匠権を取得できるところ、特許出願から変更された意匠登録出願についてのみ制限を課すことは適切ではありません。

63	出願から15年を経過した後に設定登録がされれば保護期間10年を確保できず、TRIPS協定の第26条（3）との関係が懸念される。	意匠権の存続期間は25年であり、TRIPS協定第26条第3項の「保護期間は、少なくとも10年とする」旨の規定を遵守しているものと考えます。 なお、海外には、意匠権の存続期間を「出願の日から10年」とし、意匠権を「公告の日」から有効としている国もあります。
64	現行制度では特許出願の分割を多数回繰り返し、原出願日から15年以上経過した後も意匠登録出願に変更することができるため、TRIPS協定による10年の保護期間を認めるなら、出願日から25年を超える期間延長が懸念される。	特許出願から意匠登録出願に変更した場合は、当該意匠登録出願の出願日は、原出願である特許出願（分割されている場合は、最初の特許出願）の出願日に遡及しますので、特許出願の出願日から15年が経過して意匠登録出願に変更した場合であっても、意匠権の存続期間は特許出願の日から25年となります。 したがって、TRIPS協定の遵守のために出願日から25年を超える期間延長が発生することは想定しておりません。
65	賛成である。ただし、法律案起草時に、登録料について、現在の意匠法においては、意匠法42条1項2号において、第4年から第20年までの登録料について、毎年16900円とされているが、意匠権の長期の維持を容易に可能にするよう、第20年から第25年までの登録料についてもこれと同様に毎年16900円としていただきたい。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 第21年から第25年までの登録料につきましては、いただいた御意見を踏まえて検討を進めてまいります。

(5) 複数意匠一括出願の導入

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
66	意匠の範囲を制限しないことは、出願人にもメリットが大きいので、ありがたい。 範囲を制限しないことに全体意匠と部分意匠を一括できるという考えも含むのだろうか。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 全体意匠と部分意匠についても一括して出願することができるようにする方向で考えております。
67	複数意匠一括出願制度の導入に賛成する。出願手続、費用面で出願人にメリットのある制度として法制化され、意匠ごとに①出願番号・登録番号等の付与、②公報発行、③関連付けの明示、等が行われ、クリアランス負担増とならないことを希望する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 意匠権ごとに登録番号を付与し、公報に掲載することにつきましても、検討を進めてまいります。
68	外国からの複数意匠一括出願（国際出願含む）の形式的な拒絶通知が減るため、賛成する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
69	複数意匠一括出願を認めることは、意匠制度の国際的調和や意匠の国際登録の出願人の利便性の観点から妥当であり、一括出願に含むことのできる意匠の数に一定の限定を加えることは、意匠を諸外国で登録しようとする出願人の利便性を損なわない限度で、出願事務処理の観点から肯定し得る。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
70	複数意匠一括出願制度について、料金減額施策の導入を希望する。	複数の意匠の一括出願を認めるものの、実体審査や意匠登録については現行制度と同じく意匠ごとに行うことを前提と考えますと、出願料金の減額は困難であると考えます。

(6) 物品区分の扱いの見直し

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
71	「物品区分表と同程度の区分を記載していないことを拒絶理由の対象としないこと」について賛同する。このような取り扱いについて、第三者の不利益は生じず、審査過程の柔軟な対応は出願人の利便性を高める。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
72	意匠に係る物品についての明確な基準等をきちんと定義すべきである。	意匠に係る物品が明確であると判断する基準につきましては、検討を進めてまいります。
73	物品区分表の区分と同程度の区分を記載していないことを直ちに拒絶しない仕組みは賛成する。現状行われている意匠に係る物品の記載の職権訂正の機会も広げていただきたい。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 職権訂正に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。

(7)その他

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
74	「(4)手続救済規定の拡充」については基本的に賛成する。その他の論点（「(1)創作非容易性の水準の引上げ」、「(2)組物の部分意匠の導入」、「(3)間接侵害規定の拡充」）については、いずれも極めて重要な改正事項であるが、報告書案の内容に具体性がなく、現時点において意見を述べるのが困難。今後、制度改正の検討を深化させていく過程において、参考となる具体的条件や根拠に関する情報を広く発信し、弁護士等の法律専門家や実務家の意見を参考にすることが求められる。	いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
75	意匠権の審査において「刊行物やインターネット上で公開されている意匠」を創作非容易性の判断要素とすることは適切である。ただし、拒絶理由として先行する登録意匠がある場合は、刊行物等よりも優先して、その登録意匠を引用することを要望する。創作非容易性に関する刊行物等との類否判断の水準設定では、制度利用者が意見を述べる場を設けていただきたい。	法改正に伴う審査運用につきましては、有識者の御意見を伺いながら検討を進めてまいります。
76	14ページの「(4)手続救済規定の拡充」にある「また、優先権主張を伴う出願についても、『特許法、実用新案法及び商標法』においては、優先期間徒過後の優先権主張等が可能であるのに対し、」は、現行制度について誤認がある。『特許法及び実用新案法』とすべきである。	御指摘を踏まえ、「また、優先権主張を伴う出願についても、優先期間徒過後の優先権主張が特許法及び実用新案法で可能であり、優先権書類の提出期間徒過後の同書類の提出が特許法、実用新案法及び商標法で可能であるのに対し、」に修正いたします。
77	法改正前に自身で既にオープンになってしまっている意匠については、例外的に新規性例外（いわゆる新規性喪失の例外とは別に）の対象とすることについての検討を希望する。	すでに公知となった意匠に権利を与えることは、第三者に不測の不利益を与えることとなる可能性があるため、すでに規定が設けられている新規性喪失の例外に加えて更なる例外を設けることは適切ではないと考えます。
78	新たに意匠権の保護対象が拡大するため、意匠登録出願件数の増加が想定されるが、出願件数増加に伴い全体の意匠審査の期間が延びることは好ましくない。出願件数増加に備えた、審査体制の強化・整備を希望する。	意匠制度の見直しによって、意匠審査の品質やスピードが損なわれることのないよう、審査の効率化や審査体制の強化について検討してまいります。
79	当初は全体意匠だったものを後から部分意匠として抜き出したり、当初の部分意匠で破線で開示していた範囲からこれを実線に含む別の部分意匠とするといったような形で、分割して出願することを可能とする制度を新たに検討いただきたい。	新たな制度の導入に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。